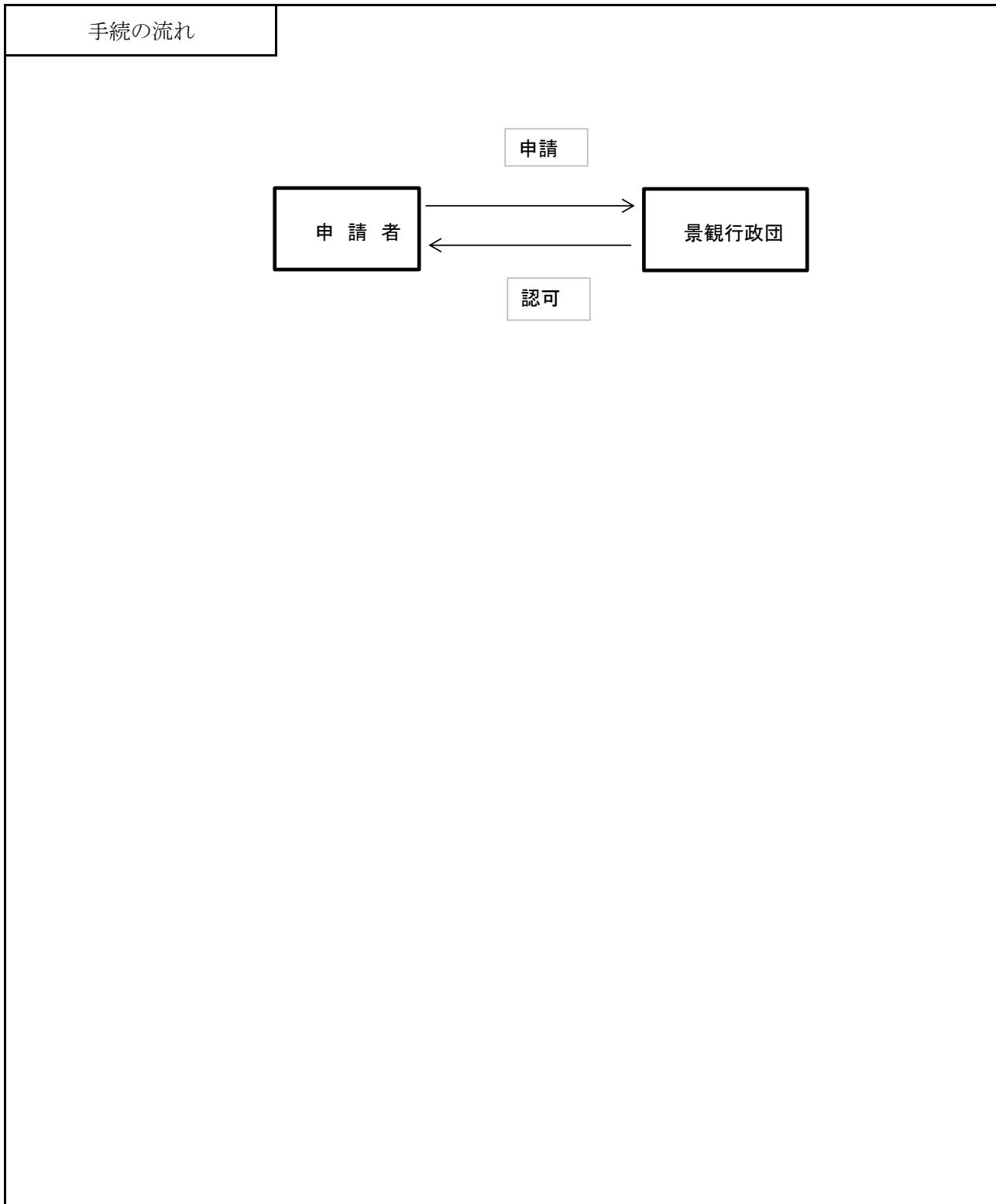


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	景観協定の廃止の認可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、協定の廃止を認可する。	
根 抱 法 令 名	景観法(平成16年法律第110号)	
条 項	第88条	
所 管 課	市街地整備課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】 景観法第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。